



茨城労働局発表  
平成27年8月10日(月)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室
	室長 小田倉 功
	室長補佐 河野 和広
	電話 029-224-6216

## 平成27年度茨城県最低賃金の改正答申について ～ 茨城地方最低賃金審議会答申 ～

茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志）は、本年7月8日（水）に茨城労働局長（中屋敷 勝也）から「茨城県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、茨城県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきた結果、本年8月10日（月）に全会一致で結論を取りまとめ、同日茨城労働局長に対し「時間額747円」とする旨の答申を行った。

この「時間額747円」は、現行の茨城県最低賃金（729円）を「18円」上げるものである。

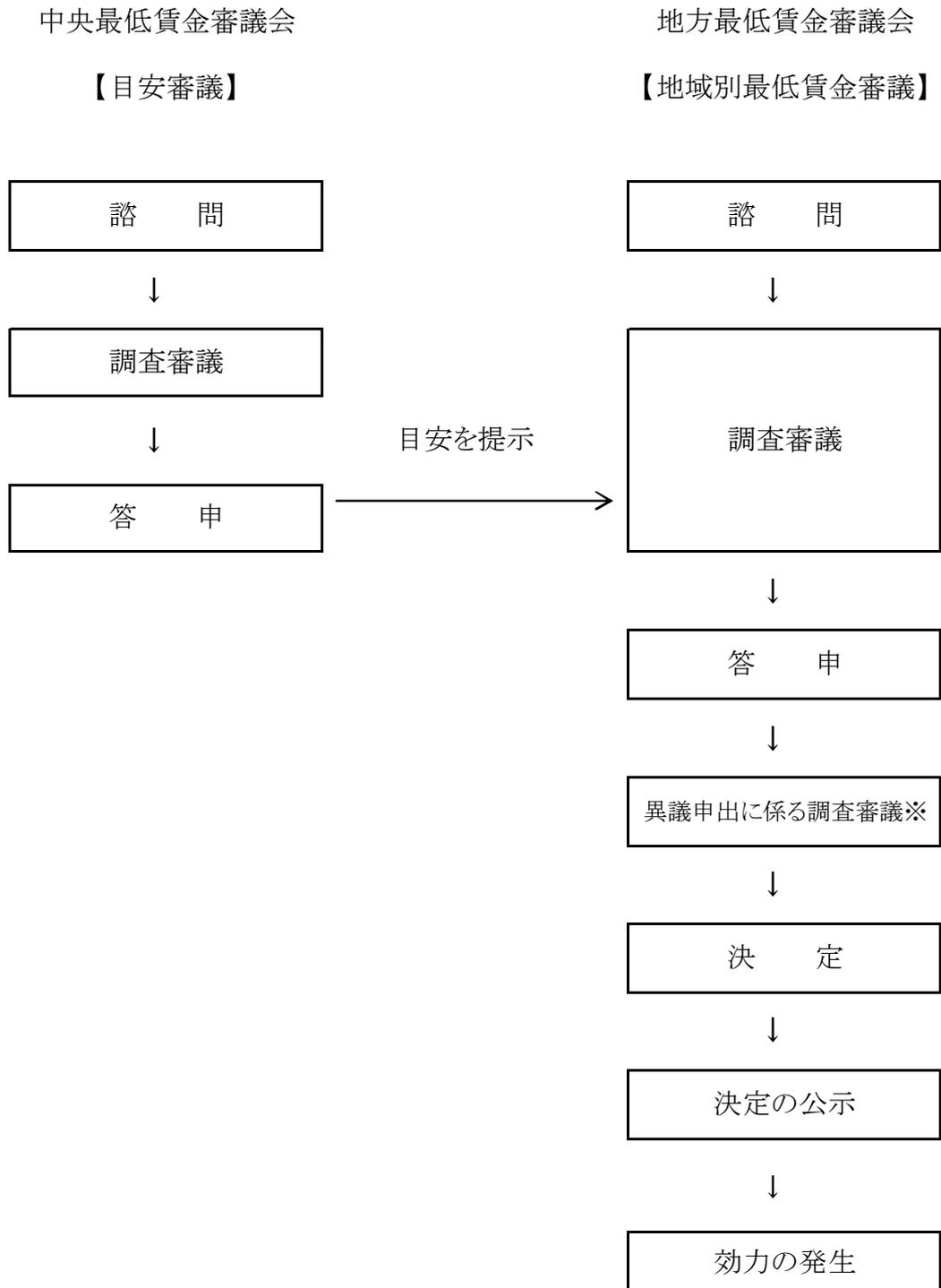
茨城地方最低賃金審議会は、去る7月30日に中央最低賃金審議会から示された目安（茨城県の場合18円引上げ）を十分参酌し、茨城県における各種経済指標を総合的に勘案して慎重に審議した上で、答申をまとめたものである。

なお、最新のデータにより比較したところ、平成25年10月20日発効の茨城県最低賃金（時間額713円）は、平成25年度の茨城県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、茨城県最低賃金が改正されることとなる。

(参考1)

## 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ



※関係労使からの異議申出が  
あった場合に開催

(参考2)

## 茨城県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
最低賃金額	692円	699円	713円	729円	747円
対前年度上昇率	0.29%	1.01%	2.00%	2.24%	2.47%
対前年度上昇額	2円	7円	14円	16円	18円